平成２３年（フ）第１７１５号
大阪府門真市宮野町２番３号
破産者　今井　貞次
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１８号
大阪府高槻市北大樋町50番２号
破産者　金田　正一
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７１９号
大阪府高槻市北大樋町50番２号
破産者　金田　美香（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３５号
大阪府大東市深野３丁目19番１号　グリーンアベニュー壱番館503
破産者　茶谷　政広
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７７４号
大阪府寝屋川市大利元町25番12号
破産者　勇　　善次
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８１４号
大阪府四條畷市楠公２丁目６番６号
破産者　藤井　直美
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７４号
堺市中区堀上町147番地１　南海グリーンコート泉北深井912号、前住所奈良県生駒市中菜畑２丁目1019番地１　グリーンマンション409
破産者　岡本　吉昭
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１７号
堺市中区小阪西町５―14　堺伸産建総業内、住民票上の住所大阪市中央区農人橋２丁目１番22号　302
破産者　東垣　菊雄
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
堺市南区庭代台１丁23番７―506号
破産者　笹野　眞美
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
堺市北区新金岡町４丁３番２―204号
破産者　奥谷　征男
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
大分県日田市大字三和643番地６
破産者　立花　貴大
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５６１号
札幌市北区新琴似10条13丁目４番17号
破産者　伊藤　和也
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３５号
札幌市清田区北野５条２丁目６番35―903号、開始決定時の住所札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番１―603号
破産者　飯料　義博
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
盛岡市玉山区好摩字夏間木84番地181　夏間木第３団地19号
破産者　澤口　恵子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７号
岩手県久慈市源道第16地割91番地４
破産者　類瀬　勇男
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第７号
宮城県登米市東和町米川字東綱木65番地２
破産者　安部　悦雄
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第６９４号
横浜市都筑区勝田町266番地１　33号棟406号
破産者　酒井　　恵
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００号
富山市大江干83番地　コーポ成田202号、開始決定時の住所富山市新庄町162番地２
破産者　水嶋　弘士（旧姓飯島）
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７７号
富山市水橋中村町２番地２　市営住宅１棟206号
破産者　茂木　勝美
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部